

住居表示手続きのしおり

令和8年 10月13日（火）から
村松地区市街地の住所や
会社等の所在地が新しくなります

※この住居表示による、町内会の変更はありません。



五 泉 市

はじめに

現在、みなさまがお住まいになっている地域は、令和8年10月13日（火）に住居表示が実施されます。

これにより、みなさまの住所や会社等の所在地はこれまでとは違った表し方になります。ここに、新しい住所の表し方や、住所変更に伴い必要となる手続等についてまとめましたのでご覧ください。

住居表示は、みなさまの住所をより分かりやすいものにするための制度です。

この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

**※住所変更等の各種手続きは、
住居表示実施日（令和8年10月13日）
以降に行ってください。**

今回お届けしているもの

(1) 住居表示手続きのしおり

当冊子です。

(2) 住居番号の変更等通知書

新しい住所をお知らせするものです。

住居表示実施に伴う諸手続きの際の証明書としても使用できます。

(3) 住居表示変更証明書

住所の変更手続きを行うために必要な証明書です。変更前の住所と変更後の新しい住所を記載しています。住民票の世帯員1人または1会社等につき、5枚交付します。

・住居表示変更証明書の交付について

住居表示変更証明書が不足した場合は、無料で交付します。

お手数ですが、市役所市民課、支所市民係までお越しください。

(4) 新旧対照案内図

新住所と旧住所の対照図です。

(5) 住所変更通知用はがき

知人・取引先などに新しい住所をお知らせするためのもので、日本郵便株式会社が発行する無料はがきです。

詳しくは21ページをご覧ください。

(6) 不動産登記に関する登記申請書

不動産所有者等が、不動産に関する住所変更登記申請時に、法務局の窓口に提出する様式です。

詳しくは17ページをご覧ください。

(7) 会社・法人等の変更登記の手引き（※会社・法人等のみ）

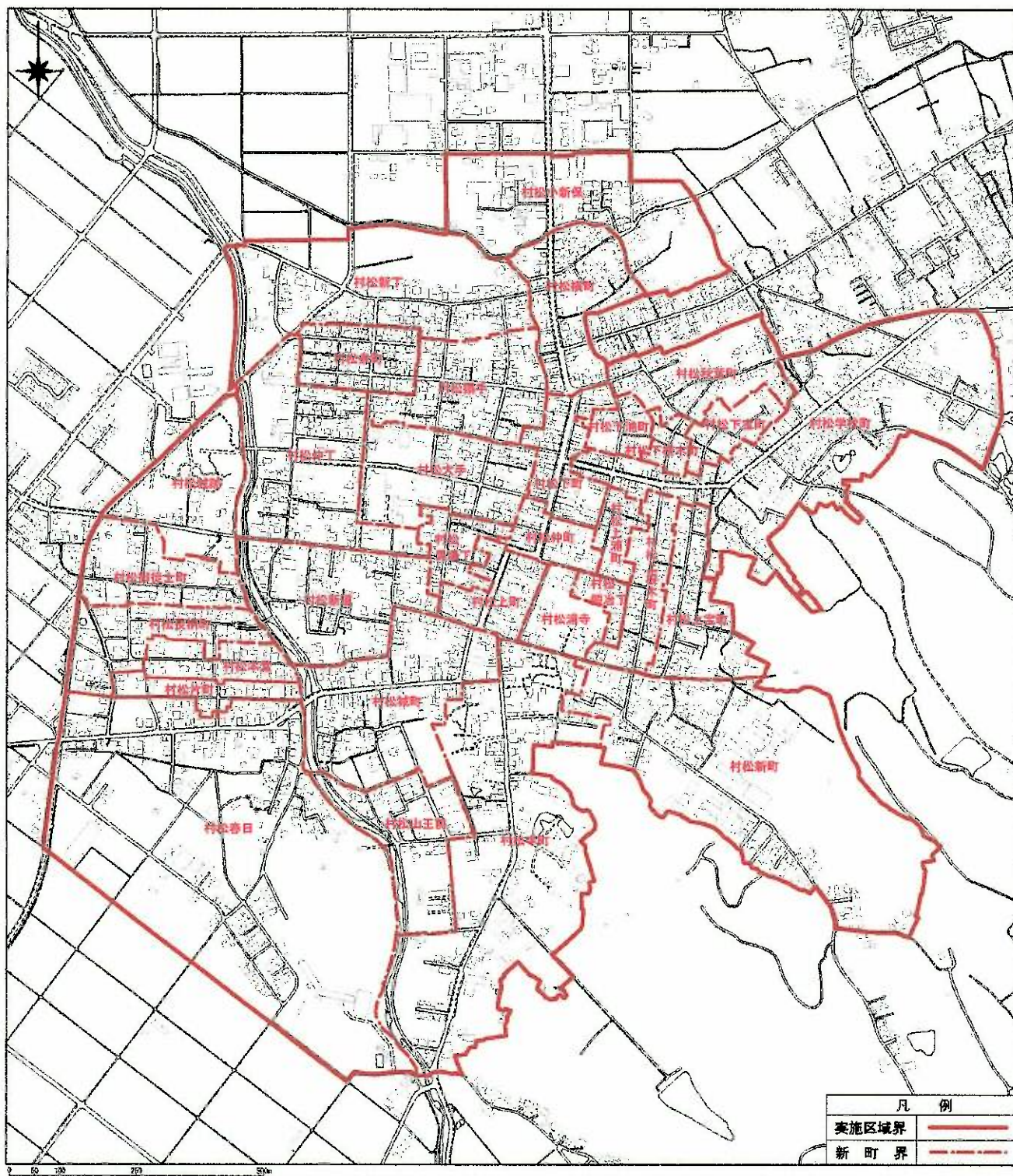
会社・法人等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です。

会社、法人様にのみお届けしています。

目次

1 住居表示を実施する区域	- 1 -
2 住居表示を実施すると	- 2 -
3 新しい住所は、このような方法で決まります	- 3 -
4 令和8年10月13日以降にお届けするもの	- 4 -
5 住所変更の手続きについて	- 5 -
(1) 住所変更手続きが「不要」なもの	- 5 -
(2) 住所変更手続きが「必要」なもの	- 10 -
6 不動産登記手続きについて	- 17 -
7 住所変更通知用はがきについて	- 21 -
8 郵便番号について	- 22 -

1 住居表示を実施する区域



2 住居表示を実施すると

住居表示を実施すると、住所、本籍、不動産（土地）の表示が次のように変わります。

	実施前	実施後
住所の表示 (例)	五泉市 村松 乙 130 番地 1	五泉市 <u>村松大手</u> <u>1 番</u> <u>1 号</u> 新町名 街区符号 住居番号 ※街区符号・住居番号については3ページをご覧ください。
郵便番号	〒959-1704 (村松甲) 〒959-1705 (村松乙) 〒959-1706 (村松丙) 〒959-1707 (村 松)	新しい郵便番号が区域ごとにつけられます。 ※郵便番号については22ページをご覧ください。
本籍の表示 (例)	五泉市 村松 乙 130 番地 1	五泉市 <u>村松大手</u> <u>乙 130 番地 1</u> 新町名 従来之地番 ※該当区域内に本籍がある方については4ページをご覧ください。 転籍手続きをすることによって、新しい住所（住居表示）の街区符号（○番）まで合わせることができます。
不動産（土地）の表示 (例)	五泉市 村松字大手通乙 130 番 1	五泉市 <u>村松大手</u> <u>乙 130 番 1</u> 新町名 従来之地番

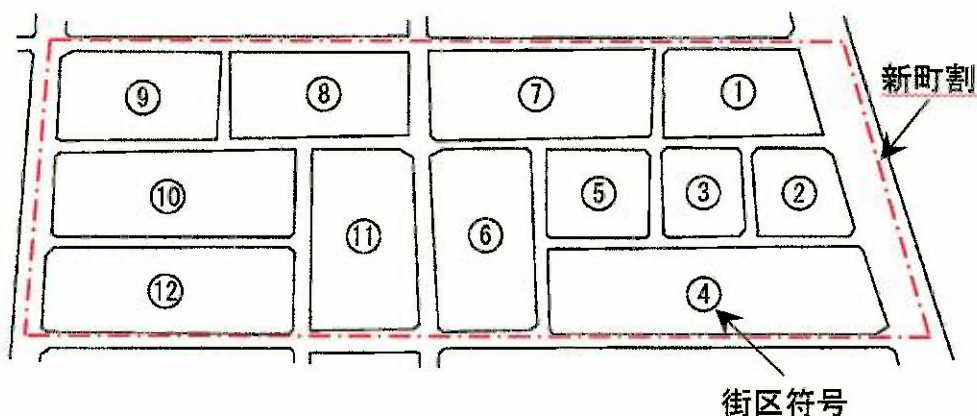
3 新しい住所は、このような方法で決まります

新しい住所は「町名」、「街区符号」、「住居番号」で表され、下記の方法で決まります。

(1) 街区符号

新しい町割を道路や水路などでいくつかの街区に区切り、北東の街区から順番に番号を付けます。

(この番号を街区符号といい「○番」で表します)



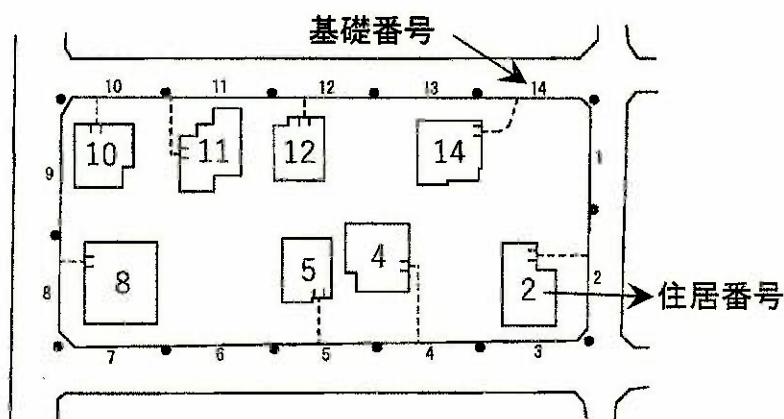
(2) 住居番号

街区ごとに周囲に等間隔で順番に基礎番号を付けます。

住居番号は建物の主な出入口がどの基礎番号に当たるかによって決まります。

(この番号を住居番号といい「○号」で表します)

※ 中・高層建物については、各戸の番号も加えて住居番号となります。



令和8年10月13日以降、住居表示実施区域内に住宅・事務所・店舗など建物を新築（建て替え含む）した場合は、住居番号を決めなければなりません。建物の基礎工事が完了しましたら、すみやかに市役所市民課、支所市民係の窓口へ新築届を提出してください。また、増改築して主たる出入口の位置が変わった場合は、住居番号が変わることがありますので、同様に届出をお願いします。

4 令和8年10月13日以降にお届けするもの

(1) 住居番号表示板

住所をお知らせするための表示板です。令和8年10月13日以降、市が委託した事業者（株式会社丸菱行政地図）が各住居及び事業所を訪問し、取り付けの承諾を得て、門または玄関等の見やすい場所に取り付けさせていただきます。



(2) 本籍の変更について（お知らせ）

※住居表示実施区域内に本籍がある方

新しい本籍をお知らせするものです。戸籍筆頭者へ（筆頭者が除籍等の場合には配偶者等へ）郵送します。

なお、「本籍の表示変更証明書」が必要な方は、無料で交付いたしますのでお手数ですが市役所市民課、支所市民係までお越しください。

5 住所変更の手続きについて

住居表示の実施に伴い、市や関係機関において書き換えるため手続きが必要ないものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

それぞれ定められた手続きをしていただきますようお願いいたします。

以下、その主なものを記載しましたので参考にしてください。

(1) 住所変更手続きが「不要」なもの

市が管理している公簿類（住民票・戸籍・印鑑登録・名寄帳・課税台帳・選挙人名簿など）は市役所で書き換えます。

また、水道、ガス（越後天然ガス）、NHK は住所変更の手続きは不要です。

※各機関より送付される書類を作成した時期によっては、あて先（住所）が従来のまま記載されている場合があります。あらかじめご了承ください。

・住民登録に関すること

項 目	問合せ先	内 容
住民票	市民課 市民係 ☎0250-43-3911 村松支所 市民係 ☎0250-58-7181	市役所が新住所及び本籍に書き換えます。
印鑑登録		
戸籍・戸籍の附票		
マイナンバーカード 電子証明書		次回更新時に変更されます。 ※申し出により新住所を券面に記載します。 ※民間のオンラインサービスで電子証明書として利用する場合や、市以外の窓口で身分証明書として利用する場合は手続きが必要な場合がありますので、ご確認ください。
在留カード 特別永住者証明書 特定在留カード		次回更新時に変更されます。 ※申し出により新住所を裏面に記載します。

・不動産登記に関すること

項 目	問合せ先	内 容
不動産登記簿の表題部	新潟地方法務局新津支局 新潟市秋葉区新津 4463-1 ☎ 0250-22-0501 (自動音声案内)	表題部（不動産の所在）は法務局が新しい町名に書き換えます。 ※不動産の所有者などの住所変更（権利部）については、申請がないと変更されません。詳しくは17ページを参照してください。

・福祉・医療に関すること

項 目	問合せ先	内 容
被保護者証明書	健康福祉課 援護係 ☎ 0250-43-3911 村松支所 福祉係 ☎ 0250-58-7181	従前のものがそのままお使いになれます。 実施日以降、新住所のものを郵送します。届くまでは、今のものを引き続きお使いください。
重度心身障害者医療費助成受給者証	健康福祉課 障害係 ☎ 0250-43-3911 村松支所 福祉係 ☎ 0250-58-7181	
自立支援医療受給者証 （更生医療）		
療養介護医療受給者証		
障害福祉サービス受給者証		
通所費受給者証		
地域生活支援受給者証		

・年金に関すること

項 目	問合せ先	内 容
国民年金受給者・加入者	日本年金機構新潟東年金事務所 ☎ 025-283-1013 (自動音声案内)	日本年金機構が新住所に書き換えます。
厚生年金受給者・加入者		

・ 保険に関すること

項 目	問合せ先	内 容
五泉市国民健康保険の被保険者	市民課 保険年金係 ☎ 0250-43-3911 村松支所 市民係 ☎ 0250-58-7181	【マイナ保険証を使用している人】 引き続き保険証として使用できます。 【マイナ保険証を使用していない人】 新住所を記載した資格確認書等を送付します。
国民健康保険資格確認書		
国民健康保険限度額適用認定証		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
後期高齢者医療の被保険者		
後期高齢者医療資格確認書		
後期高齢者医療特定疾病受療証	高齢福祉課 介護保険係 ☎ 0250-43-3911 村松支所 福祉係 ☎ 0250-58-7181	従前のものがそのままお使いになれます。 【要介護・要支援認定を受けている人】 実施日以降、新住所のものを郵送します。届くまでは、今のものを引き続きお使いください。
介護保険被保険者証		
介護保険負担割合証		
介護保険負担限度額認定証		
介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	ハローワーク新津 雇用保険適用係 ☎ 0250-22-2233	手続きは不要です。
雇用保険被保険者		

・ 自動車に関すること

項 目	問合せ先	内 容
原動機付自転車	税務課 市民税係 ☎ 0250-43-3911 村松支所 税務係 ☎ 0250-58-7181	市役所が新住所に書き換えます。
小型特殊自動車		
自動車保管場所証明書	五泉警察署 ☎ 0250-42-0110	手続きは不要です。
保管場所届出		

・事業所等に関すること

項 目	問合せ先	内 容
食品関係営業許可	新津保健所 衛生環境課 ☎ 0250-22-5175	手続きは不要です。 ※以下に関係する事業者の方は、保健所への変更手続きが必要です。詳しくは13ページをご覧ください。 ・薬局、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業 ・管理医療機器販売業・貸与業 ・麻薬小売業 ・毒物劇物販売業
理容所関係確認		
クリーニング所関係確認		
興行場関係許可		
公衆浴場関係許可		
美容所関係確認		
旅館業関係許可		
プール経営関係許可・届出		
建築物衛生法関係届出		
水道法関係届出		
風俗営業届出・許可	五泉警察署 ☎ 0250-42-0110	手続きは不要ですが、許可証等の書き換えを望む場合は左記までお問い合わせください。
古物営業届出・許可		
質屋営業内容変更・許可		
警備業営業		
危険物関係施設	五泉市消防本部 ☎ 0250-42-0119	消防本部が新住所に書き換えます。
法人市民税の届出	税務課 市民税係 ☎ 0250-43-3911 村松支所 税務係 ☎ 0250-58-7181	市役所が新住所に書き換えます。
土場・指定作業場	環境保全課 環境政策係 ☎ 0250-43-3911	手続きは不要です。
揚水施設		
特定施設（騒音規制法）		
特定施設（振動規制法）		

・子育てに関すること

項 目	問合せ先	内 容
妊産婦医療費助成受給者証	こども家庭課 すくすく子育て 応援係 ☎ 0250-43-3911 村松支所 福祉係 ☎ 0250-58-7181	従前のものがそのままお使いになれます。 実施日以降、新住所のものを郵送します。届くまでは、今のものを引き続きお使いください。
子ども医療費助成受給者証	こども家庭課 子育て企画係 ☎ 0250-43-3911 村松支所 福祉係 ☎ 0250-58-7181	
ひとり親家庭医療費助成受給者証		
児童扶養手当証書		

・その他

項 目	問合せ先	内 容
パスポート	新潟県パスポートセンター ☎ 025-290-6670	「所持人記入欄」に住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、欄内の余白部分に新住所をご記入ください。（令和2（2020）年2月4日以降に申請し発給された旅券には、同欄は廃止されています。）
犬の登録	環境保全課 衛生係 ☎ 0250-43-3911	市役所が新住所に書き換えます。
銃刀の所持	五泉警察署 ☎ 0250-42-0110	手続きは不要ですが、許可証等の書き換えを希望する場合は左記までお問い合わせください。
図書館Lカード	五泉図書館 ☎ 0250-43-3110 村松図書館 ☎ 0250-58-1505	図書館が新住所に書き換えます。

(2) 住所変更手続きが「必要」なもの

主なものを記載しましたので参考にしてください。下記のほかにも、各種免許証・許可証、届出等がある場合は、各関係機関にお問い合わせのうえ、手続きをお願いします。

手続き等でご不明な点は、各手続き先にお問い合わせください。

*勤務先、学校、銀行、電気（小売電気事業者）、電話（固定・携帯）、保険会社、クレジットカードなどで住所変更が必要なものもありますので、確認のうえ、手続きをお願いします。

*各種手続きの上で、代書人（司法書士等）に依頼される場合、代行手数料は自己負担となります。

・登記に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
不動産（土地・建物）の所有者の住所変更（権利部）	不動産の所在地を管轄する法務局	所有者の住所変更については実施日以降2年以内（注）	・登記申請書 ・住居表示変更証明書 ・印鑑 ・委任状（代理人申請の場合） ※登記申請書の作成等について、手続き案内を希望される方は、事前に予約が必要です。
不動産（土地・建物）の抵当権者などの住所変更（権利部）	五泉市内の不動産は新潟地方法務局新津支局 新潟市秋葉区新津4463-1 ☎0250-22-0501		

（注）不動産の所有者が、既にスマート変更登記（個人の方は検索用情報の申出、法人の方は会社法人等番号の申出を法務局にしている場合）をご利用されている場合は、住所変更の登記申請は必要ありません。

詳しくは、不動産を管轄する法務局までお問い合わせください。

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
商業登記や法人登記の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更	新潟地方法務局法人登記部門 新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎 ☎025-226-0955	実施日以降2週間以内	・登記申請書 ・住居表示変更証明書 ・委任状（代理人申請の場合） ※詳しくは別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。
商業登記や法人登記の代表者などの住所の変更			

※不動産及び会社・法人の登記申請手続きでお困りの方は、司法書士が代理することができます。詳しくは、新潟県司法書士会（☎025-244-5121）にお問い合わせください。

・福祉・医療に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
身体障害者手帳	健康福祉課 障害係 ☎ 0250-43-3911 村松支所 福祉係 ☎ 0250-58-7181	実施日以降、必要に応じて手続きをお願いします。	・ 住居表示変更証明書 ・ 各種手帳
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
自立支援医療受給者証 (精神通院医療)			・ 住居表示変更証明書 ・ 受給者証 ・ マイナンバーカード
特定医療費（指定難病）受給者証	新津保健所 地域保健課 ☎ 0250-22-5174	実施日以降、手続きをお願いします。	別途手続き等でご来所の際、お申し出ください。 ※書き換えの場合に必要な書類
小児慢性特定疾病医療受給者証			・ 住居表示変更証明書 ・ 受給者証
肝炎治療受給者証			・ 住居表示変更証明書 ・ 受給者証

・年金に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
共済年金	各共済組合	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	各共済組合にお問い合わせください。

・保険に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
健康保険資格確認書	勤務先	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	勤務先を通して協会けんぽまたは各健康保険組合にお問い合わせください。

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
共済組合員証	各共済組合	実施日以降、お早目に手続きをお願いします。	各共済組合にご確認ください。
雇用保険受給資格者	ハローワーク新津 雇用保険給付係 ☎0250-22-2233	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	別途手続き等でご来所の際、窓口にてお申し出ください。

・自動車に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
自動車運転免許証	県内の警察署（各地区交通安全協会）及び運転免許センター（各支所、出張所） 運転免許センター ☎025-256-1212 五泉警察署 ☎0250-42-0110	実施日以降、お早目に手続きをお願いします。 ※なお、マイナ免許証を所有している場合は、マイナンバーカードの住所変更後に手続きをしてください。	《住所の変更》 ・住居表示変更証明書 ・運転免許証（マイナ免許証含む） 《本籍の変更》 ・本籍の変更について（お知らせ）または本籍の表示変更証明書 ・運転免許証（マイナ免許証含む）
運転経歴証明書	五泉地区交通安全協会 ☎0250-43-7338		・住居表示変更証明書 ・運転経歴証明書（マイナ経歴証明書含む）
自動車検査証（車検証）	新潟運輸支局 新潟市中央区東出来島14番26号 ☎050-5540-2040 （登録部門）	実施日以降、お早目に手続きをお願いします。	・住居表示変更証明書 ・自動車検査証 ・商業登記簿謄・抄本または印鑑証明書（法人の場合） ・委任状（代理人申請の場合）
軽二輪車（届出済証）			・住居表示変更証明書 ・軽自動車届出済証 ・商業登記簿謄・抄本または印鑑証明書（法人の場合） ・委任状（代理人申請の場合）

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
軽自動車の検査証	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 新潟市江南区下 早通 3 丁目 10 番地 1 ☎ 050-3816-1850	実施日以降、お早 目に手続きを願 いします。	・ 住居表示変更証明書 ・ 自動車検査証 ・ 申請書 (手続き先にあります。)

・ 事業所に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
酒類販売業免許	新津税務署 ☎ 0250-22-2151	実施日以降、お早 目に手続きを願 いします。	・ 住居表示変更証明書 ・ 異動申告書
薬局、店舗販売業、卸売販売 業、高度管理医療機器等販売 業・貸与業の許可	新津保健所 地域保健課 ☎ 0250-22-5174	30 日以内	・ 住居表示変更証明書 ・ 許可証原本 ・ 変更届書 (様式 14) ・ 許可証書き換え交付申請書 (様式 12) (新潟県のホームページより ダウンロードできます。) 詳細については左記にお問 い合わせください。
管理医療機器販売業・貸与業の 届出			
麻薬小売業の免許		15 日以内	・ 住居表示変更証明書 ・ 免許証記載事項変更届 (様 式 10) ・ 麻薬小売業者免許証 (新潟県のホームページより ダウンロードできます) 詳細については左記にお問 い合わせください。
毒物劇物販売業の登録		30 日以内	・ 住居表示変更証明書 ・ 登録票原本 ・ 変更届 (様式 10) ・ 登録票書替え交付申請書 (様式 12) (新潟県のホームページより ダウンロードできます。) 詳細については左記にお問 い合わせください。

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
特定給食施設等関係届出	新津保健所 地域保健課 ☎0250-22-5174	1か月以内	・届出事項変更届（第2号様式） （新潟県のホームページよりダウンロードできます。） 詳細については左記にお問い合わせください。
結核指定医療機関の指定		実施日以降、手続きをお願いします。	・結核指定医療機関指定書（原本） ・結核指定医療機関変更届け出書
病院、診療所（歯科診療所含む）、歯科技工所、施術所		実施日以降、10日以内に手続きをお願いします。	詳細については左記にお問い合わせください。
健康保険・厚生年金保険適用事業所	日本年金機構 新潟西年金事務所 ☎025-225-3008 （自動音声案内）	5日以内	・適用事業所名称/所在地変更（訂正）届 ・法人登記簿謄本（現在事項証明書）のコピー等（詳細については左記にお問い合わせください。）
建設業許可	新潟県土木部監理課建設業室審査係 ☎025-280-5387	30日以内	・住居表示変更証明書 ・建設業法施行規則様式第22号の2（1面、2面） ※2面は従たる営業所がある場合のみ添付 ※上記は新潟県知事許可業者の場合です。国土交通大臣許可業者の場合は、主たる営業所を管轄する地方整備局（新潟県に主たる営業所がある業者にあつては、北陸地方整備局建政部計画・建設産業課☎025-370-6561）までお問い合わせください。

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
宅地建物取引業者免許	新潟地域振興局 地域整備部建築課 ☎025-273-3204	30日以内	・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ※法人の場合は、履歴事項全部証明書を添付 ・免許証書換え交付申請書 ※旧免許証を添付 (新潟県のホームページよりダウンロードできます。) - 詳細については左記までお問い合わせください。
産業廃棄物処理業の許可	新発田地域振興局 健康福祉環境部環境センター 資源循環推進担当 ☎0254-26-9139	法人の場合は 30日以内 個人事業主の場合は 10日以内	手続きは不要ですが、許可証の書き換えを希望される方は以下の書類を揃えてご提出ください。 ・産業廃棄物処理業変更届 ・住居表示変更証明書 ・許可証の写し (新潟県のホームページよりダウンロードできます。) - 詳細については左記にお問い合わせください。
特定施設等（水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法） ばい煙発生施設等（大気汚染防止法）	新発田地域振興局 健康福祉環境部環境センター 環境対策担当 ☎0254-26-9047	30日以内	・氏名等変更届出書 (新潟県のホームページよりダウンロードできます。) - 詳細については左記にお問い合わせください。
法人税に係る本店・支店の所在地、代表者などの住所変更	新津税務署 ☎0250-22-2151	法務局で変更登記後、手続きをお願いします。	異動届出書 (国税庁のホームページよりダウンロードできます。)
社会福祉法人の定款変更 (基本財産の所在地など)	所轄庁	実施日以降、お早目に手続きをお願いします。	所轄庁にご確認ください。

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
雇用保険適用事業所	ハローワーク新津 雇用保険適用係 ☎0250-22-2233	実施日以降、お早目に手続きをお願いします。	「雇用保険事業主事業所各種変更届」に住居表示通知書の写しを添付の上、所在地変更の手続きをお願いします。
求人事業所	ハローワーク新津 求人部門 ☎0250-22-2233		求人部門にお問い合わせいただくか、求人者マイページの「編集」機能から変更手続きをお願いします。
労働保険に係る所在地変更	新津労働基準監督署労災課 ☎0250-22-4161	実施日以降、10日以内	労働保険名称・所在地等変更届
介護保険事業所の運営法人の所在地や代表者の住所変更	指定自治体 ※五泉市が指定を行った事業所の場合は 高齡福祉課 介護保険係 ☎0250-43-3911	実施日以降、お早目に手続きをお願いします。	指定自治体にお問い合わせください。
介護保険事業所の所在地や管理者・サービス提供責任者の住所変更			

・その他

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
成年後見登記	東京法務局 民事行政部 後見登録課 ☎03-5213-1360	実施日以降、手続きをお願いします。	詳しくは左記にお問い合わせください。 (東京法務局のホームページにも案内があります。)

6 不動産登記手続きについて

■不動産（土地・建物）登記

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期 限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する 法務局 五泉市、新潟市秋葉区・南区、阿賀野市、東蒲原郡阿賀町の土地・建物等については下記のとおり	・ 登記申請書 ・ 住居表示変更証明書 または住民票の写し (備考欄に住居表示実施の旨記載入り)	所有者の住所変更については、実施日から2年以内 (10 ページの説明をご参照ください)
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	新潟地方法務局新津支局 <問合せ先> 新潟地方法務局新津支局 〒956-0031 新潟市秋葉区新津 4463-1 ☎ 0250-22-0501	・ 印鑑 ・ 委任状（代理人申請の場合）	

登記申請書作成上の注意事項

- (1) 次ページの記載例を参照してください。
- (2) 登記原因証明情報として、住居表示変更証明書を添付してください。（今回お届けしているもの(3)に説明があります。）
住居表示変更証明書を添付した場合、登録免許税はかかりません。（登録免許税法第5条第4号により非課税）
- (3) 文字はインク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 登記申請書の用紙（ひな形）は各世帯（各法人）に1枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン等で印刷したものも使用できます。
※ 1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- (5) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- (6) 代理人の方が手続きをする場合は、登記申請書に委任状を添付してください。
- (7) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。
なお、一定数の申請が見込まれ、法務局窓口の混雑が予想されますので、郵送での申請にご協力ください。登記完了後に「登記完了証」を交付しますので、登記完了証を返送するための郵便切手を貼った返信用封筒（簡易書留またはレターパックプラス）を同封してください。（不動産登記規則第53条）

受付シール貼付スペース

登 記 申 請 書

(注：登記名義人本人が申請する場合の様式です。)

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 令和8年10月13日住居表示実施
 変更後の事項 住所 五泉市村松〇〇〇 〇番〇号
 申請人 五泉市村松〇〇〇 〇番〇号

村 松 太 郎 印

連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

添付書類 住居表示変更証明書（今回お届けしているもの（3）に説明があります。）

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 新潟地方法務局 新津支局

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

所在地 五泉市〇〇〇
 地番 100番
 地目 宅地
 地積 123.45平方メートル

所在地 五泉市〇〇〇100番地
 家屋番号 100番
 種類 居宅
 構造 木造かわらぶき2階建
 床面積 1階 43.00平方メートル
 2階 38.62平方メートル

受付シール貼付スペース

登記申請書

(注：代理人によって申請する場合の様式です。)

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 令和8年10月13日住居表示実施
 変更後の事項 住所 五泉市村松〇〇〇 〇番〇号
 申請人 五泉市村松〇〇〇 〇番〇号

村 松 太 郎

添付書類 住居表示変更証明書 (今回お届けしているもの(3)に説明があります。)
 委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 新潟地方法務局 新津支局

代理人 五泉市〇〇町〇〇番地

五 泉 五 郎 ㊞

連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

所在地 五泉市〇〇〇
 地番 100番
 地目 宅地
 地積 123.45平方メートル

所在地 五泉市〇〇〇100番地
 家屋番号 100番
 種類 居宅
 構造 木造かわらぶき2階建
 床面積 1階 43.00平方メートル
 2階 38.62平方メートル

委任状

(注：代理人によって申請する場合の委任状の記載例です。)

私は、五泉市□□町○○番地 五泉五郎 を代理人と定めて、下記の登記申請に関する一切の権限（申請の取下げ、添付情報の原本還付請求及び受領に関する件を含む。）を委任します。

記

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 登記の原因 令和8年10月13日住居表示実施
 変更後の事項 住所 五泉市村松○○○ ○番○号

不動産の表示

所 在 五泉市○○○
 地 番 100番
 地 目 宅地
 地 積 123.45平方メートル

所 在 五泉市○○○100番地
 家屋番号 100番
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき2階建
 床面積 1階 43.00平方メートル
 2階 38.62平方メートル

令和 年 月 日

(委任した日を記入)

(住所) 五泉市村松○○○ ○番○号

(新住所を記入)

(氏名) 村松太郎 (印)

7 住所変更通知用はがきについて

新しい住所・郵便番号をお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住所変更のお知らせ はがき」を、日本郵便株式会社より提供していただいております。

はがきと一緒に同封されている説明文を読み必要事項をご記入のうえ、最寄りの郵便局またはポストにお出してください（切手を貼る必要はありません）。

なお、1世帯及び1事業所当たり50枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、支所市民係または村松郵便局（電話 0250-58-6200）までご相談ください。
（はがきの不足があった場合の対応は年内まで）

新住所とお名前をご記入の上、切手を貼らずにポストへ投函してください。

（はがき裏面）

（はがき表面）

住所変更のお知らせ	郵便はがき
このたび五泉市の「住居表示の実施」に伴い、 令和8年10月13日から五泉市の一部地域の住所が 変更になります。 つきましては、下記の方に郵便をお出しの際は、新 しい住所をご記入ください。 また、お手数ですが、あなた様の住所録につきまし ても、該当の方の住所を変更していただきますようお 願い申し上げます。 記 新郵便番号 - 新住所 五泉市村松 氏名 ※集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください 現在の住所 五泉市村松	〒 - 通信事務郵便（依頼） 新潟県五泉市村松乙239-1 村松郵便局 様 959-1799

新しい郵便番号は、P22 にあります。

8 郵便番号について

新しい郵便番号をお知らせします。

50 音順

住居表示名		新しい郵便番号
名称	ヨミ	
村松秋葉町	ムラマツアキバチョウ	959-1011
村松泉町	ムラマツイズミチョウ	959-1004
村松浦寺	ムラマツウラデラ	959-1024
村松大手	ムラマツオオテ	959-1042
村松御徒士町	ムラマツオカチマチ	959-1046
村松鍛冶丁	ムラマツカジチョウ	959-1023
村松春日	ムラマツカスガ	959-1035
村松片町	ムラマツカタマチ	959-1036
村松学校町	ムラマツガッコウチョウ	959-1013
村松上浦町	ムラマツカミウラマチ	959-1016
村松上宝町	ムラマツカミタカラマチ	959-1014
村松上根木町	ムラマツカミネコマチ	959-1015
村松上町	ムラマツカミマチ	959-1025
村松搦手	ムラマツカラメテ	959-1003
村松小新保	ムラマツコシンボ	959-1001
村松山王前	ムラマツサンノウマエ	959-1034
村松下浦町	ムラマツシモウラマチ	959-1017
村松下宝町	ムラマツシモタカラマチ	959-1012
村松下根木町	ムラマツシモネコマチ	959-1018
村松下町	ムラマツシモマチ	959-1021
村松城町	ムラマツジョウマチ	959-1031
村松城跡	ムラマツシロアト	959-1047
村松新丁	ムラマツシンチョウ	959-1005
村松新町	ムラマツシンマチ	959-1033
村松新道	ムラマツシンミチ	959-1044
村松寺町	ムラマツテラマチ	959-1032
村松長柄町	ムラマツナガエマチ	959-1045
村松仲丁	ムラマツナカチョウ	959-1041
村松仲町	ムラマツナカマチ	959-1022
村松馬場丁	ムラマツババチョウ	959-1043
村松本堂	ムラマツホンドウ	959-1037
村松横町	ムラマツヨコマチ	959-1002

村松支所は、専用郵便番号「959-1792」です。
住所の記載は不要になります。

発行

五泉市村松支所 地域振興課 地域振興係

各問い合わせ先は、本文をご確認ください。